平成２８年（フ）第８９８号
名古屋市緑区大高町字神戸３番地の３　明正大高寮335号
債務者　荻原　功三
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４９８号
神戸市長田区御屋敷通６丁目２番21－３号
債務者　前中　里香（旧姓森口）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
鳥取県西伯郡大山町坊領474番地１
債務者　遠藤　新吾
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５４号
鳥取県西伯郡大山町松河原1448番地58
債務者　石橋　米次
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第５５号
鳥取県西伯郡大山町松河原1448番地58
債務者　石橋　博子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７１号
鳥取県米子市明治町252番地　田村ビル301号
債務者　伊藤　倉一
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第４０号
広島県三原市久井町下津1450番地　市単独下津住宅102号
債務者　新谷　茂
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５３号
愛媛県新居浜市中萩町12番63号　ソシアサニーヒルⅠ　103号
債務者　松井　早織（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２５号
福岡県八女市高塚483番地２　グリーンヴィラ弐番館201号、住民票上の住所福岡県八女市黒木町本分4532番地１
債務者　橋山由里絵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第４１号
福岡県田川郡福智町神崎1056番地114　グループホーム　くぬぎの里
債務者　山中　良子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第１６９号
宮崎市橘通東１丁目８番１号　リアル橘通ビル402号
債務者　浦　惠美子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７０号
宮崎市橘通東１丁目８番１号　リアル橘通ビル402号
債務者　牧　年春
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５２号
福島県郡山市字賀庄146番地　レオネクストあさか野104号
債務者　一牛由梨子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第８９号
長野県松本市寿中１丁目７番23号
債務者　春日三和子（旧姓岡藤）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第８号
和歌山県日高郡日高川町大字滝頭133番地１
債務者　桒　由紀
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第４５号
福岡県直方市大字感田3458番地７　リバティ直方201号、前住所福岡県直方市大字感田2184番地１　クレールコートⅡ－205号
債務者　金田　昭博
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１１６号
大分市大字曲100番地（レオパレス21サンステージ203）
債務者　倉永　一幸
1　決定年月日時　平成28年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係